



2018年5月15日

各位

会社名 株式会社 東芝  
東京都港区芝浦1-1-1  
代表者名 代表執行役社長 綱川 智  
(コード番号: 6502 東、名)  
問合せ先 執行役常務 長谷川 直人  
Tel 03-3457-2100

### 資本準備金及び資本金の額の減少並びにその他資本剰余金の処分についてのお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、資本準備金の額の減少を決議するとともに、2018年6月27日開催予定の第179期定時株主総会に資本金の額の減少について付議すること、及びその効力が生じることを条件としたその他資本剰余金の処分について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件による発行済株式総数の変更はありませんので、株主の皆様のお手持ちの所有株式数に影響を与えるものではありません（但し、発行済株式総数及び株主の皆様のお手持ちの所有株式数につきましては、本日別途公表いたしました「単元株式数の変更、株式併合及び定款変更に関するお知らせ」もご参照ください。）。また、本件は、「純資産の部」における勘定の振替であり、当社の純資産に変更を生じるものではありません。

### 記

#### 1. 本件の目的

単独の貸借対照表の繰越利益剰余金の欠損てん補を行い、早期に財務体質の健全化を図るとともに、今後の柔軟かつ機動的な資本政策を実現するため、会社法第448条第1項の規定に基づき資本準備金の額を減少するとともに、会社法第447条第1項の規定に基づき資本金の額を減少し、併せて会社法第452条の規定に基づきその他資本剰余金の処分をするものです。

#### 2. 資本準備金及び資本金の額の減少並びにその他資本剰余金の処分の内容

##### (1) 資本準備金の額の減少

資本準備金の全額を減少し、その他資本剰余金に振替えるものです。

##### ① 減少する資本準備金の額

資本準備金 299,999,997,000円

##### ② 増加する剰余金の額

その他資本剰余金 299,999,997,000円

##### ③ 効力発生日

2018年7月31日

(2) 資本金の額の減少

資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振替えるものです。

① 減少する資本金の額

資本金 299,999,997,000 円

② 増加する剰余金の額

その他資本剰余金 299,999,997,000 円

③ 効力発生日

2018年7月31日

(3) その他資本剰余金の処分

上記(1)及び(2)による増加後のその他資本剰余金の全額を減少し、繰越利益剰余金に振替えるものです。

① 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 758,687,345,174 円

② 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 758,687,345,174 円

③ 効力発生日

2018年7月31日

ただし、上記(2)の資本金の額の減少が2018年6月27日開催予定の第179期定時株主総会において原案どおり承認され、その効力が生じることを条件とします。

上記(1)から(3)までが効力を発した場合、以下のとおりとなる予定です。

	2018年3月末	増減	効力発生後(見込)
資本金	499,999,997,000 円	△299,999,997,000 円	200,000,000,000 円
資本準備金	299,999,997,000 円	△299,999,997,000 円	0 円
その他資本剰余金	158,687,351,174 円	△158,687,351,174 円	0 円
その他利益剰余金	△914,423,104,710 円	+758,687,345,174 円	△155,735,759,536 円
圧縮記帳積立金	4,929,191 円	0 円	4,929,191 円
繰越利益剰余金	△914,428,033,901 円	+758,687,345,174 円	△155,740,688,727 円
自己株式	△2,060,082,572 円	0 円	△2,060,082,572 円

(参考) 分配可能額	△757,795,836,108 円	+599,999,994,000 円	△157,795,842,108 円
------------	--------------------	--------------------	--------------------

(※) 上記表では、本件以外の2018年度の期中の変動要因は含まれていません。

3. 日程

(1) 取締役会決議日 2018年5月15日

(2) 株主総会決議日(資本金の額の減少) 2018年6月27日(予定)

(3) 債権者異議申述公告

2018年6月下旬（予定）

(4) 効力発生日

2018年7月31日（予定）

- (注) 1. 上記 2. (1)の資本準備金の額の減少については、会社法第 459 条第 1 項第 2 号及び当社定款第 33 条の定めにより、株主総会による決議は不要となります。
2. 上記 2. (3)のその他資本剰余金の処分については、会社法第 459 条第 1 項第 3 号及び当社定款第 33 条の定めにより、株主総会による決議は不要となります。

#### 4. 今後の見通し

本件が当社の業績に与える影響はありません。

以 上